

## 会計の決裁権規程

### (目的)

第1条 本規定規程は、一般社団法人日本臨床発達心理士会（以下、「当法人」とする。）の会計支出における決裁権について定める。

### (会計の性格)

第2条 当法人の主たる収入は、会員が拠出する会費である。

2 当法人の主たる支出は、会員のための活動にかかる経費に充てる。

### (収支予算の承認)

第3条 収支予算は、代表理事が作成し、理事会が承認する。

### (計算書類承認)

第4条 計算書類の承認は、社員総会が行う。

### (会計事務の統括と委任)

第5条 会計事務は、専務理事が統括する。

2 理事会は、会計事務を会計担当理事並びに他の理事に委任することができる。

### (支部の会計)

第6条 支部総会は、理事会の決定により各支部に割り当てられた金額において予算を編成する。

2 支部長は、前項の予算に基づき、執行することができる。

3 支部長は、支部の会計に会計事務を委任することができる。

### (委員会の会計)

第7条 理事会の決定により各委員会に割り当てられた金額について、各委員会はそれぞれ予算を編成する。

2 委員長は、前項の予算に基づき、執行することができる。

3 委員長は、委員会の会計に会計事務を委任することができる。

### (事務局業務にかかる会計)

第8条 事務局業務にかかる経費について、専務理事は、理事長の指示の下、収支予算に基づいて執行することが出来る。

2 専務理事は、事務局内に出納担当者を置き、実際の事務を行わせることができる。

(各会計の予算執行権)

第9条 本部、支部、委員会の各会計担当役員（部門の長や会計など）は、予算で認められている範囲において、その支出を執行することができる。

2 前項の執行のために予算の組み替えを要する場合は、その予算を決定した機関による承認が必要である。

(予備費)

第10条 士会全体、各支部、各委員会は、予算内に予備費を計上することができる。ただし、予備費は予算総額の1割以内とする。

2 前条第1項の定めにかかわらず、理事長・各支部長・各委員長は、おのおの士会全体、各支部、各委員会の予備費の範囲内において自己の判断で支出を決定することができる。

3 前項の支出をした場合、当該理事長・各支部長・各委員長は、予算を決定した機関の直近の会議で報告し、その承認を得なければならない。

(事務局の日常経費)

第11条 本部事務局は、日常業務のために備品等を購入する必要がある場合、税込1万円以下ならば事務主任の判断で購入することができる。

2 前項の金額を越える場合は、専務理事の承認が必要である。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は理事会の決議による。

付則

本規程は2023年 4月 1日より効力を発する。